

奈良県文化会館公共施設等運営事業

実施契約書の新旧対照表

No	該当箇所									タイトル	旧	新
	頁	章	条	1	(1)	1)	①	ア	(ア)			
1	51	別紙4		(1)						モニタリングの流れ	サービス対価の減額措置	県負担額の減額措置
2	51	別紙4		(3)	1)					モニタリング実施計画書のマニュアルの作成	事業者は、実施契約締結後、維持管理期間及び運営期間の開始までに、以下の項目の詳細について県と協議し、当該事業年度が開始する 60 日前までにモニタリング実施計画書を作成し、県の承諾を得る。	事業者は、以下の項目の詳細について県と協議し、実施契約締結後30日以内にモニタリング実施計画書を提出し、県の承諾を得る。